第３号様式(3)
施工体制確認型総合評価方式（特別簡易型・単体発注）

沖縄県土木建築部一般競争入札公告南第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

平成24年９月27日

沖縄県知事　仲井眞　弘多

南部土木事務所専用
沖縄県知事

1　工事概要
(1)　工 事 名　安里川河川浚渫工事(H24-1)
(2)　工事場所　那覇市前島～泊地内
(3)　工事内容　浚渫工
(4)　工　　期　契約締結日の翌日から平成25年３月25日まで

(5)　本工事は、施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

(6)　本工事は、入札手続き（競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続によることができる。

2　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。
(1)　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者であって、沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第５条による平成23・24年度建設工事入札参加資格者名簿（以下「平成23・24年度建設工事入札参加資格者名簿」という。）にしゅんせつ工事業として登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄県が別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていること。）。

(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき

再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。

(5)　平成14年４月１日から競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限日までに、しゅんせつ工事を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

(6)　次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に配置できること。

ア　資格の詳細については、入札説明書を参照。

イ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ　配置予定の主任（監理）技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(7)　申請書及び確認資料の提出期限日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。

(8)　原則として上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9)　入札に参加しようとする者は、他の参加者と資本関係又は人的関係がないこと。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(11)　沖縄県南部土木事務所管内に建設業法に基づく本店が存在すること。

3　総合評価に関する事項

(1)　入札の評価に関する基準

総合評価に関する評価項目は、次のとおりとする。

・企業の技術力を評価する。

・施工体制（品質確保のための体制、施工体制の確保状況）を評価する。

(2)　総合評価の方法

ア　基礎点

競争参加資格が認められた者には、基礎点として100点を与える。

イ　加算点

技術資料の内容に応じて得点を与え、加算点に換算する。なお、加算点の最高点は40点とする。

ウ　施工体制評価点

施工体制に関する資料の内容に応じて、施工体制評価点を与える。なお、施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点）とする。

エ　総合評価

価格及び技術資料に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内で、沖縄県土木建築部低入札価格調査制度要領（以下「低入札調査要領」という。）に基づく失格基準価格（以下「失格基準価格」という。）以上の入札参加者について、ア、イ及びウにより得られる基礎点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3)　ヒアリングの実施（施工体制の審査）

入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者で低入札調査要領に基づく低入札調査基準価格（以下「低入札調査基準価格」という。）に満たない者（以下「低価格入札者」という。）については、どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として開札後速やかにヒアリングを実施する。ただし、当該価格が失格基準価格を下回る場合は、契約の内容に適合した履行が行われないと判断し、ヒアリングを実施せず失格とする。

(4)　落札者の決定方法

入札後、落札者の決定は保留する。次のア、イの要件に該当する者のうち、(2)によって算出された評価値の最も高い者を落札候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を選定する。

落札者は、落札候補者を一般競争入札参加資格委員会の審議を経て決定する。その結果は全入札参加者に通知する。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内でかつ失格基準価格以上であること。

イ　評価値が基礎点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

4　入札手続等

(1)　入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア　交付期間　平成24年９月27日（木）から

イ　交付方法　沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報サービスからダウンロードする。

【入札情報サービス】https://www.nyusatsu-okinawa.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj

ウ　問い合わせ先　〒900-0029　沖縄県那覇市旭町116番地37
沖縄県南部合同庁舎（８階）
沖縄県土木建築部　南部土木事務所　庶務班
電話番号　098-866-1145

(2)　申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

本競争の参加希望者は、競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び確認資料を提出し、契約担当者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

ア　提出期間：平成24年９月27日（木）から平成24年10月11日（木）まで。
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。

イ　提出場所：沖縄県那覇市旭町116番地37　沖縄県南部合同庁舎（８階）
沖縄県土木建築部　南部土木事務所　庶務班
電話番号　098-866-1145

ウ　提出方法：原則として、持参によるものとする。
なお、電子入札対象業者は、持参による提出とあわせて、電子入札システムにおいても申請書（別記様式１－１のみでよい）を提出すること。

エ　提出部数：１部

(3)　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システム又は持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。

ア　電子入札システムによる場合
入札書提出開始日時：平成24年11月２日（金）９時00分
入札書提出締切日時：平成24年11月５日（月）11時00分

イ　持参による場合
持参日時：平成24年11月６日（火）９時50分
持参場所：沖縄県南部合同庁舎
沖縄県土木建築部 南部土木事務所　７階入札室
※競争参加資格確認結果通知書の写しを持参すること。

ウ　開札日時：平成24年11月６日（火）10時00分　電子入札システムにより開札

5　その他

(1)　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金

沖縄県財務規則第100条第２項第４号の定めるところにより免除。

イ　契約保証金

沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第４条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

(2)　入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

(3)　低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施

調査を実施する。

(4)　配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(5)　低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、当該主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求める。

(6)　経常ＪＶについて

本工事に経常ＪＶとして申請書を提出した場合、その構成員は、単体として申請書を提出することはできない。

(7)　電子入札について

本案件は、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細及び電子入札に関する事項は、入札説明書及び沖縄県電子入札運用基準による。

(8)　問い合わせ先

ア　入札及び契約関係：〒900-0029　沖縄県那覇市旭町116番地37
沖縄県南部合同庁舎（８階）
沖縄県土木建築部　南部土木事務所　庶務班
電話番号　098-866-1145

イ　応募調書資料関係：〒900-0029　沖縄県那覇市旭町116番地37
沖縄県南部合同庁舎（８階）
沖縄県土木建築部　南部土木事務所　庶務班
電話番号　098-866-1145

ウ　設計図書関係：〒900-0029　沖縄県那覇市旭町116番地37
沖縄県南部合同庁舎（８階）
沖縄県土木建築部　南部土木事務所　河川港湾班
電話番号　098-867-4891

(9)　詳細は入札説明書による。